

医薬総発0130第2号
令和8年1月30日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
(公印省略)

指定濫用防止医薬品販売等手順書に係る
関係団体作成ガイドラインの周知について

「指定濫用防止医薬品の販売等について」（令和7年12月26日付け医薬発1226第16号厚生労働省医薬局長通知）の記の第7において、追って発出される旨お示ししていた関係団体からの指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成に係るガイドライン文書について、別添1から別添3のとおりお示しするため、御了知の上貴管下関係団体、関係機関等へ周知いただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として示しているものである旨申し添えます。

別添1：（公社）日本薬剤師会作成

「〇〇薬局における調剤された薬剤及び医薬品の情報提供、指定濫用防止医薬品販売等に関する業務手順書（モデル）」

別添2：（一社）日本チェーンドラッグストア協会作成

「JACDS版指定濫用防止医薬品の適切な販売にかかるガイドライン」

別添3：（一社）全国配置薬協会作成

「配置販売における指定濫用防止医薬品販売等手順書」